

## 第79回 統計委員会 議事録

1 日時 平成26年9月10日（水）13:46～14:45

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更について」
- (2) 諮問第71号「薬事工業生産動態統計の指定の変更について」
- (3) 諮問第72号「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」
- (4) 統計委員会専門委員の発令等について
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第79回統計委員会を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員、中山委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認を

お願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日は3つの諮問があります。資料1は、国民経済計算作成基準の変更、資料2は、薬事工業生産動態統計の指定の変更、資料3は、社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成についての諮問、資料4は、それに伴って任命される統計委員会専門委員の名簿、資料5は、それらの専門委員の部会への配属を示すものです。資料6で、8月5日に諮問されました鉄道車両等生産動態統計調査の審議状況について御報告いただきます。

以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。

諮問第70号「国民経済計算の作成基準の変更」につきまして、内閣府から御説明いただきます。

○酒巻内閣府国民経済計算部長 内閣府で国民経済計算部長をしております酒巻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、国民経済計算の作成基準の変更に関する諮問について説明いたします。

資料1の1ページ目に諮問文があります。国民経済計算の作成基準の変更について、統計委員会の御意見を伺いたいという内容です。

1枚めくっていただきまして、別紙1に諮問の趣旨について簡単にまとめています。

国民経済計算は、統計法第2条第4項の規定により基幹統計とされています。国民経済計算は、国際連合の勧告により国際基準が設けられておりますが、統計法第6条第1項において、国際基準に準拠して作成基準を定め、変更の際には統計委員会の御意見を伺うこととなっています。

国民経済計算の作成基準策定経緯としては、最初の作成基準が平成21年に定められています。その後、平成17年基準改定の際に、推計方法の変更に対応するため、平成23年に改定が行われています。今回の作成基準の変更は、新たな国際基準である「2008SNA」への対応を行うためのものです。2008SNAについては、欧米主要国では今年までに対応をほぼ終える状況にあり、我が国の国民経済計算では、平成28年度を目途として次回基準改定を予定していますが、その際に、通常の基準改定で行っている最新の産業連関表等の取り込みに加え、2008SNAに対応する予定です。

審議事項については、資料の①から④の事項について御意見を伺いたいと考えております。内容については、後ほど説明します。

スケジュールですが、本日諮問の後、来年2月を目途に答申を頂きたいと考えています。

次に、審議事項について説明します。資料1の別紙2で8ページほどの資料がありますが、その後に参考資料を幾つか付けています。その参考2として「国民経済計算の次回基準改定について」と緑色の枠でタイトルを囲っている資料がありますので、これに基づき説明します。

この資料の2. に2008SNAへの対応を目指す事項について記載しています。

第1点ですが、生産に貢献する非金融資産の範囲の拡充という項目でして、主な内容を説明しますと、まず、研究・開発、R&Dですが、これまではこれを費用とみなし「中間消費」で計上していましたが、これを「知的財産生産物」とみなし、資本として記録するという変更を行う方向で検討しています。研究開発は、GDPの内訳である「総固定資本形成」として計上することになり、これによりGDPの水準が増加することになります。暫定的な試算では、GDPの水準を3%程度増加させるインパクトがあると見込まれています。

次に、戦車や艦艇などの兵器システムについて、これも、これまでは費用として中間消費に計上していましたが、これを政府の防衛サービスの生産に継続的に使用される資本とみなすという変更を行う方向で検討しています。これもGDPの増加要因となります。なお、弾薬等も、「中間消費」ではなく「在庫品増加」に計上する予定です。

こうした変更に伴い、非金融資産の分類に新たに「知的財産生産物」「防衛装備品」という項目を表章する必要などがありまして、分類の変更を行う予定です。

資料の2ページ目にまいりまして、2点目ですが、金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡大という項目です。

主な項目について説明しますと、まず、雇用者ストックオプションについて、これまで特段の取扱いをしてこなかったわけですが、今後はその価値を推計し、雇用者報酬、金融資産を計上する方向で検討しています。

次に、企業年金の年金受給権の記録の改善ですが、これは、いわゆる確定給付型の企業年金について、ストック面では、現在でも発生ベースで記録されていますが、捕捉範囲が上場企業中心ということで限られていたという状況です。このため、この捕捉範囲を拡大して、一国全体をカバーするように改善する予定です。また、フロー面では、雇主の社会負担、これは、企業年金の事業者負担分に当たりますが、これを、現在現実の支払ベースで記録していますが、これを発生ベースに変更する方向で検討しています。これにより、企業会計基準との整合性がより高まると考えられます。また、こうした記録の変更により、家計のフロー取引を通じて貯蓄率を低下させるインパクトがあると考えられます。

こうした変更に伴い、金融資産分類に、新たに雇用者ストックオプションを新設して、また、保険・年金関係の表章を拡充・細分化する、そうした変更を行う予定です。

第3は、一般政府部門に係る記録の改善です。

これは、一般政府と公的企業の例外的支払の記録の精緻化を行うものです。例外的支払とは不定期の支払でして、さらに、特別な立法措置を伴うものということで考えています。

例外的支払の具体例としては、財政投融资特別会計から一般会計への繰入れなどがあります。前者は公的企業に当たり、後者は一般政府でして、公的企業から一般政府への支払に当たるものです。この繰入額が、従来は「資本移転」に計上してしまっていて、年によってはかなり大きな金額となり、SNA上で記録している財政のプライマリーバランスの変動要因となっていました。これを新たに金融取引として、「持分の引出し」という項目で計上

することで、特殊要因によるプライマリーバランスの変動が除かれ、より基調的な動向の把握に資することが期待されます。

第4は、経済活動別分類、制度部門別分類の改善です。

経済活動別分類については、国際比較可能性の向上の観点から設定する予定です。現在の経済活動別分類は、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者という3区分で行っていますが、この区分をやめ、国際標準産業分類とより整合的な分類に変更する予定です。これにより、国際比較可能性が向上するとともに、サービス産業の分類を現在より詳細にすることで、利用者の利便性向上にも役立つことが期待されます。

それから、制度部門別分類について、市場性のあるサービスを供給する市場生産者であるか、そうではない非市場の生産者であるか、これを区分する基準をより厳密に適用する方向で検討しています。現在は、50%ルールと呼ばれる基準を用いており、これは、原則として、売上げが生産費用の50%以上であれば市場性がある、50%未満であれば非市場性のサービスであるとみなすということです。前回の平成17年基準改定では、この基準に基づき政府諸機関の格付を行っています。次回基準改定では、この基準をより厳密に適用し、結果として、私立学校について、非市場の「対家計民間非営利団体」から、市場性のある民間「非金融法人」に変更するという方向で検討しています。その他、制度部門別の分類に関しては、金融機関の内訳を再編するなど精緻化を行う予定です。

以上の点を中心に、今後、学術的な妥当性に加え、統計利用者の利便性といった観点からも御審議いただき、御意見をいただきたいと思いますと考えています。

資料1の別紙2として作成基準の変更案を、参考3として作成基準の新旧対照表もお配りしていますので、それぞれ御覧願います。

簡単ですが、説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、国民経済計算部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

では、本件については、国民経済計算部会で御審議いただき、その結果として、本委員会に御報告いただくこととします。中島部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第71号「薬事工業生産動態統計の指定の変更」について、総務省政策統括官室から御説明願います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、総務省政策統括官から説明します。お手元の資料2を御覧願います。

今回の諮問事項ですが、薬事工業生産動態統計の指定の変更についてです。

事務局からは、諮問の概要と変更の概要について説明します。

1枚おめくりいただき、1ページの諮問の概要のところですが、基幹統計である「薬事工業生産動態統計」について、統計法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、指定を変更することです。

3 ページの参考 1 の「参照条文」を御覧願います。

統計法の第 7 条に基幹統計の指定の手續について規定されています。今回の諮問は指定の変更ですので、第 7 条第 3 項の規定に基づき行うものです。

続いて、1 枚おめくりいただき、5 ページの参考 2 の「薬事工業生産動態統計の指定の変更（概要）」を御覧願います。現行の基幹統計である薬事工業生産動態統計の概要を整理しています。

本基幹統計の作成目的は、医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることです。本基幹統計については、医薬品等に関する産業振興政策の検討の際の基礎資料や、鉱工業指数作成の際の基礎資料など、多方面に活用されています。

その下のところですが、本基幹統計を作成するための基幹統計調査である薬事工業生産動態統計調査の概要を整理しています。

本調査は、昭和 27 年から実施している歴史の長い統計調査であり、薬事法に規定する医薬品製造販売事務所及び製造所など約 1 万 2,000 事業所を対象に、例えば医薬品の生産品、輸入品などの月間の生産・輸入や出荷、月末在庫の数量、金額等を把握するため、厚生労働省直轄又は都道府県經由により、調査員、郵送又はオンラインによって実施されています。

裏面の 6 ページを御覧願います。今回の基幹統計の指定の変更に関する背景について整理しています。

昨年 11 月に薬事法が改正され、本年 11 月の施行が予定されています。この関係で、薬事工業生産動態統計に関連する改正点として 2 点あります。1 点目は、再生医療等製品が新たに定義されたことです。2 点目は、法律の名称を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に変更されたことです。

ここで、再生医療等製品についてですが、（注）のところで法令的な説明を記載していますが、端的に申し上げますと、再生医療というのは、病気やけがで機能不全になった組織や臓器を再生する医療で、人、できれば本人の細胞等を用いて皮膚や骨などを人工的に作り、組織や臓器を修復する治療法などがこれに当たります。再生医療等製品は、この治療の際に使用する細胞等を培養、加工して作られたもので、現在は 2 品目あります。

今回の変更は、従来、「再生医療等製品」に相当するものは、「医薬品」及び「医療機器」の一部として把握されていましたが、薬事法改正により、「医薬品」及び「医療機器」とは別のものとして定義されたことに対応するものです。

ここで、横長のカラー版の資料として「薬事工業生産動態統計の変更」を御覧願います。変更前と変更後の状況を簡潔に整理したものです。

変更前の現在は、医薬品、医薬部外品及び医療機器の 3 種類ありますが、変更後の 11 月からは、再生医療等製品が整理され 4 種類になります。

既存の 2 品目は、現在、医療機器として製造が許可され、本調査でも把握の対象となっていますが、11 月からは、再生医療等製品に位置付けられるため、基幹統計の作成目的、

基幹統計調査の調査計画を変更しないと、この2品目が調査から落ちてしまうこととなります。

このため、縦長の資料にお戻りいただき、6ページの下の変更案を御覧願いますが、2つの対応を行うことが必要となります。1つは、本基幹統計の指定の変更、作成目的の変更です。もう1つは、今回の諮問・答申の後となりますが、基幹統計調査の変更です。変更内容としては、調査計画のうち、薬事法の改正に伴い当然必要とされる事項を形式的に変更するもので、統計委員会が軽微な事項と認めるもののケースに該当するものと考えておりますので、軽微変更による処理を行うこととしています。

1ページにお戻りいただき、2の変更の概要のところを御覧願います。

ただ今説明したことと重複しますが、基幹統計である薬事工業生産動態統計について、平成25年11月の薬事法の改正により、これまで医薬品及び医療機器の一部とされた再生医療等製品が、医薬品及び医療機器とは別のものとして定義されたことから、以下のとおり、総務大臣が指定する4つの事項のうち、基幹統計の作成目的について、現行の「医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」を「医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」に変更します。

事務局からの説明は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

本件は、基幹統計の指定の変更という大きなものですが、説明がありましたように、その内容は、実は薬事法改正に伴う基幹統計の作成目的の形式的な変更というもので、個別の部会で詳細に検討していただく論点も余りないと思われれます。このため、部会には付託せず、本委員会で御議論いただき、結論を得たいと考えています。

ただ今の御説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。どうぞ。

**○前田委員** 特に異論はないのですが、1つ質問させていただきますが、これは今回、項目が3つのものが4つになり、再生医療等製品が入るということですが、これから調査しないと分からないということでしょうか、この再生医療等製品というのは、全体のウエイト的にはどのぐらいを占めそうなイメージをお持ちか教えていただければと思います。

**○城厚生労働省医政局経済課長** 厚生労働省です。

現在の全体統計を取っている品目が、医薬品であれば、品目数で大体1万5,000品目、医療機器関係であれば20万品目になりますが、現在、医療機器の中に整理されている今ある再生医療等製品は、今度の定義変更によって再生医療等製品として切り出されるものですが、現在2品目です。今後こういった形で出てくるかはこれからになると思いますが、そういったものです。

それから、転々流通するということではなく、個人の方の細胞を取ってきて、それを培養してお返しするという生産になりますので、影響は極めて低いですが、定義上のものとして、是非ここで修正をお願いしたいという趣旨です。

○西村委員長 シェアはものすごく小さいということですか。もうほとんど小さいのであれば、それはそれで良いのですが。

○城厚生労働省医政局経済課長 極めて小さく、パーセントの桁をどこまで伸ばしていけば届くかというレベルのものだと認識しています。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにありますでしょうか。

特段の御異論はないと思われますので、事前に事務局と相談して作成した答申案を配付したいと思います。

(答申案配付)

○西村委員長 それでは、答申案について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、答申案の読み上げをもって説明に代えさせていただきます。

諮問第71号の答申

薬事工業生産動態統計の指定の変更について(案)

本委員会は、諮問第71号による薬事工業生産動態統計の指定の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

基幹統計の指定について、2のとおり変更して差し支えない。

2 理由等

薬事工業生産動態統計について、以下のとおり、総務大臣が指定する事項のうち基幹統計の作成目的を変更することとしている。

具体的には、表のとおり、現行の「医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」を「医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。」に変更することです。

これについては、平成25年11月の薬事法(昭和35年法律第145号)の改正により、これまで医薬品及び医療機器とされていた製品の一部が医薬品及び医療機器とは別の再生医療等製品として定義されたことから、引き続きこれらの製品を含めた統計を作成するために行う形式的な変更であり、また、統計の継続性に資するものであることから、適当である。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明について御意見、御質問があればお願いします。どうぞ。

○中島委員 少し興味があつて聞くだけなのですが、医療機器の定義とは何ですか。

○西村委員長 お願いします。

○城厚生労働省医政局経済課長 厚生労働省です。

今回の法律改正によって新しく名称が変わりました旧薬事法ですが、医療機器については、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であって、政令で定めるものをいう。」ということで、幾つかその機器の種類を定めているのですが、基本的には、人、動物の疾病の診断、治療、予防、身体の構造・機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具は入ります。

○中島委員 そうすると、今後、ここの範疇から外れる機械が出てくるということですね。要するに、かなり曖昧な、大雑把なくくりですから、今回、再生医療がかなり注目されているので取り出したけれども、それ以外でもまた、注目すべきものがあれば、そこから切り出すというような解釈でいいですか。

○城厚生労働省医政局経済課長 はい、法律上、そういった規制が別途必要になれば、つまり規制の側で別建ての規制を要するものであれば、そうなる可能性もあります。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明、その他について御意見ありますでしょうか。及び、この答申案について、何か御質問ありますか。

なければ、該当する統計調査を担当している産業統計部会の西郷部会長、いかがでしょうか。

○西郷委員 先ほど委員長からも御紹介があったとおり、今回は、法律の改正に伴って、主に表現を変えるという対応になっていると思います。統計の捕捉範囲が増えるとか減るとか、そういう話ではありませんので、西村委員長の御見解と同じく、私も、特に部会に諮ることなく、こちらの委員会で御審議いただいて、それで答申を出すということで適当と判断いたしました。

以上です。

○西村委員長 その他、御意見、御質問等ありませんでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りします。「諮問第71号の答申 薬事工業生産動態統計の指定の変更について」の本委員会の答申は、先ほどお配りした資料の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○西村委員長 それでは、資料によって、総務大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第72号「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成」について、事務局（統計委員会担当室）と総務省統計局から御説明をお願いいたします。

○佐々木内閣府大臣官房統計委員会担当室企画官 それでは、最初に、匿名データ部会事



務局から説明します。お手元の資料3を御覧願います。

今回の諮問第72号は、社会生活基本調査に係る匿名データ作成のうち、既に諮問、答申を受けた調査票Aに続き、新たに調査票Bについて諮問するものです。

統計法において、匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ統計委員会の意見を聞かねばならないとされており、また、匿名データ作成の諮問に関しては、匿名データ作成、提供に係るガイドラインにおいて、諮問に必要な資料として、この資料にあるとおり、別添1の作成方法、別添2のチェックリスト、あるいは別添3の提供項目などを整えることとされています。本日の資料もそのガイドラインに沿って作成したフルセットです。

それでは、諮問者である総務省から、諮問の概要について御説明をお願いいたします。

**○植山総務省統計局統計調査部調査企画課長** 総務省です。

まず、資料3ですが、諮問文のかがみの次のページにある別紙を御覧ください。

この中で、1にあるように、今回の諮問は平成13年及び18年の社会生活基本調査（調査票B）の匿名データの作成に関するものです。

それから、2にあるように、社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。この調査は、昭和51年から5年ごとに実施しており、その当初から実施されている調査票Aについては、先ほどありましたように、諮問第13号の答申により既に提供済みです。今回の諮問内容である調査票Bは、平成13年から新たに導入されているものです。

次に、資料3のうちの最後の4枚です。これが、平成18年の調査の調査票Bそのものです。別添7-2となっています。

この調査票の中心は、4ページからの部分です。1日24時間を15分単位に区分し、調査対象がどのような活動を行ったかを記入してもらい、この生活時間の調査です。見開きに午前、午後の1日分をあらかじめ調査区ごとに指定した2日間にわたって記入してもらいます。この調査票Bの特徴は、15分単位の活動について、このそれぞれのページの左側に、「おもに何をしていましたか」という欄がありますが、こちらに15分単位の活動を具体的に自由な言葉で記入してもらいます。それを集計の段階で、あらかじめ定められた分類基準に従って分類コードを付与し、そして集計をするというアフターコード方式をとっています。このことが特徴です。

調査票Aがプリコード方式、つまり調査票にあらかじめ20種類の 카테고리を選択肢として提示しておき、その中から記入の際に選んでもらう方式をとっているのに比べ、分類基準を細かく設定できるという特徴があります。したがって、生活行動の詳細な内訳を把握できる、また、諸外国にもこうした調査があります。こうした諸外国の生活時間調査との国際比較も可能となるといったメリットがあります。

片や、調査票Aと比べ、記入者の負担も、また集計作業も大きくなり、調査対象数については、調査票Aの8万世帯20万人と比べ、4,000世帯1万人と、20分の1ほどです。

次に、資料3の最初に戻っていただき、先ほどの別紙の次の別添1です。今回の諮問対象である匿名データの作成については、先ほど御紹介のあった政策統括官室のガイドラインに示された基準を踏まえ、調査票情報に対して、次に申し上げるような処理を施すこととしています。

資料3の最後に説明資料として、無名ではありますが比較表が添付されているかと思えます。そちらも御覧いただきながら説明します。

基本的には、既に答申を頂いている調査票Aの匿名データの作成と同様としているところですが、先ほど説明したように、調査票Bの対象数が調査票Aと比べ20分の1と少ないこと等もありますので、異なっている部分もあります。

以下、比較表に掲げた要点に絞り説明します。

まず、地域区分について、これは別添1の1ページ目の真ん中の3番です。

まず、地域区分については、調査票Aでは、比較表にありますように、調査結果の報告書では都道府県単位で表章していましたが、比較表にありますように、「3大都市圏」「その他」と2区分に直して提供しています。片や調査票Bについては、調査結果の報告書において、既に全国1本の1区分で表章を行っています。こうしたことから、調査票Bの匿名データについては、そのままの区分で提供したい、つまり全国1本の区分で提供したいと考えています。

次に、リサンプリングについてです。別添1では、1ページ目ですが、4です。これについては、世帯単位でまとめた上で、個人を単位とするリサンプリング率を80%としています。これは、調査票Aと同様の考え方です。

次に、情報の削除についてです。別添1では、5番、1ページ目の一番下の部分からです。

まず、直接的な識別情報の削除ということで、5の(1)ですが、まず、調査区番号、氏名等といった直接的な識別情報は調査票Aと同様に削除することとしています。また、生まれの年月についても、調査時点の年齢に換算した上で提供することとしています。

次に、以上の匿名化措置によっても、なお調査対象の特定リスクの高い、発生頻度の低い、あるいは特徴的な値があるレコードについて、これをリサンプリングの前に削除することとしています。別添1では5の(2)。具体的には、まず、①のように、世帯人員数9人以上の世帯を削除することとしています。調査票Aでは8人以上の世帯を削除していましたが、今回は、次に述べるように、削除する世帯の区分をよりきめ細かくすることによって、これを9人以上とする、つまり8人のものは生かすということで考えています。すなわち、調査票Aと同様のこととしては、④にあるような三つ子以上のいる世帯を削除することですが、そのほかに、以下のように母集団情報である国勢調査の結果から見て、母集団の小さい区分については削除する措置を併せてとることとしています。

まず、②の子供の数の多い世帯です。子供の数の多い世帯については、外形的に特定されやすいということがありますので、まず、これは、親の年齢と住宅の所有関係というも

のと3つを組み合わせ、それで母集団中に発生頻度が特に低い区分を探し、そこについては削除することとしています。同様に、③の母子世帯、父子世帯についても、外形的に特定されやすいということで、同様の基準で、発生頻度の特に低い区分をやはり削除することとしています。

それから、トップコーディングでして、別添1では6番のところですが、分類区分の再編とあります。調査結果の結果表と同様のトップコーディングを行うこととしております。具体的には、①にあるように、世帯の年齢につきましては85歳でトップコーディングをすることを考えています。それから、②の世帯の末子の年齢については、12歳以上をトップコーディングすることとしています。

なお、資料には特に記載をしていませんが、15分ごとの生活行動の分類区分として、調査票Aでは20区分しかない、調査票Bでは、平成13年調査では62区分、また18年調査では112区分と詳細な分類区分を付与しています。これについては、先ほど説明したように、生活行動に係る国際間の比較を行うことも念頭に置いたものであることから、リコーディングすることなく提供したいと考えています。

説明は以上です。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、匿名データ部に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

○白波瀬委員 大きく2点あります。1点目は、トップコーディングの年齢なのですが、85歳でトップコーディングすると、今、高齢化が進んでいて、女性の平均年齢を考えると、ここでもうトップコーディングするのかという感じがしたのですが、どうして85歳以上なのかという、少し御意見を聞きたいと思います。それから、末子年齢も12歳以上ということになると、中学、高校ということと一緒にしてしまうことになると思うのですが、少しこの辺り、どういう理由で、かなり下のような気もするのですけれども、理由を教えてください。

2点目は、全体で1,000と数が少ないということなのですが、今、やはり経済成長というか戦略とともに、貧困の問題というのは常に無視できないことだと思います。その際に、母子家庭、父子家庭、特に父子家庭については数としては少ないのですが、統計ということでマイノリティーというのはいつも問題になってきて、特に特定化ということですが、やはり子供の勉強時間等を含めかなり貴重な実態が見えるのではないかとということで、これを匿名データのところでやる必要はないと言われればそれまでなのですが、少しその辺り、要するに社会的なニーズというか、社会問題の関係からしても若干逆行しているような気もするのですが、特に特定の世帯員は除外しないということで、別添1のファイルの種類のところではそういうふうには書いてあるのですが、基本的に特定の世帯構造というところとってしまいうということが少し私には、ゆがみという点ではとても気になるのですが、この辺りの御意見をお伺いしたいと思います。

○西村委員長 どうぞ。

○植山総務省統計局統計調査部調査企画課長 まず、トップコーディングについて、これは、国勢調査の同じようなものを参考にしています。

それから、母子家庭、父子家庭の除外するものについてですが、これは、先ほど申し上げたように、いろいろと分類のクロスをとり、その中で特に小さいものをとるということでして、あらかじめ少し我々のほうで見ている限りでは、それほどたくさん出てくるとは思っていません。かなり限られたものではないかと思っています。

○西村委員長 いかがでしょうか。後半部分の説明は少し説明になっていないのですが、それは北村先生のところできちんと議論していただきたいと思います。

1点だけですが、これは、匿名データを作ると、例えば何が問題になるかという点です。父子家庭に関するものについて政策的に重点でやらなければいけないというようなこと、若しくはそれに対して何らかの対策を民間で考えなければいけないときには、この調査票Bは重要になる訳ですね。そういうときに、例えば、これが匿名データになっているから、本データを使うことはまかりならぬということになるのかどうか。もちろんきちんとほかのリクワイアメントを満たしての話ですけれども、そうなっているかどうか、それを少しお伺いしたいのですけれども。

○植山総務省統計局統計調査部調査企画課長 まず、父子家庭について特に御指摘がありました。この父子家庭の世帯のデータが、では、どれほど削られるかということについては、削られるものはそれほど多くないというのが、今のところの見通しです。

それから、では、原データに当たるときの条件が変わってくるのかというお尋ねについては、これは、いわゆる匿名データが作成されたから制限がきつくなるということはもちろんないと存じます。

○西村委員長 分かりました。

その他、何か御意見ありますでしょうか。

では、本件については、今の御意見も踏まえ、匿名データ部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。

なお、第Ⅱ期基本計画で匿名データの年次追加に伴う審議の在り方について検討することが求められていることもありますので、この機会に、今申し上げた事項について、まずは部会の委員の方々によって御検討いただければと思います。北村部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。今回諮問された国民経済計算の作成基準及び社会生活基本調査に係る匿名データ作成の審議に参加していただくため、資料4のとおり、5名の専門委員が、本日9月10日付けで任命されました。各専門委員の所属する部会については、資料5のとおりとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、産業統計部会に付託されている「鉄道車両等生産動態統計調査の変更」の審議について、西郷部会長から御報告願います。また、第Ⅱ期基本計画で統計委員会の実施する

事項の一つとして調査を実施する現場の実情視察が掲げられています。その一環として、8月25日に、現在、産業統計部会で御審議いただいている鉄道車両等生産動態統計調査の調査対象事業所を産業統計部会の先生方に御視察いただきましたので、そこで感じられたことも併せて御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○西郷委員 それでは、資料6に基づいて報告いたします。時間は10分ほどを予定しております。

まず、資料6の構成ですけれども、最初に部会の開催状況、2番目に部会における主な議論等、最後の方で、今、委員長から御紹介がありました視察について、私から簡単に報告いたしまして、もし補足事項等がありましたら、産業統計部会に出ておられる委員の方にも補足していただければと思います。

まず、部会の開催状況ということですので、8月21日に第1回目を開催いたしまして、2回目は、少し空くのですけれども、10月2日に開催を予定しております。

次に、主な議論等ということで、(1)から(4)までありますので、順番に説明をまいります。

まず、前回の答申における今後の課題への対応ということで、前回の答申では、生産に長期を要する鉄道車両、特に新造の車両については、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を把握することが必要であるとされて、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討することが宿題として出ておりました。

これについて、部会では、公認会計士の方や業界団体の方の御発言、そして国土交通省のヒアリング結果に基づいて議論をいたしました。「これについては」というところですが、以下の理由から、部会としては、引き続き現行どおり、つまり、進捗状況の調査をするというのはかなり難しいというような結論に至っております。

まずは、国土交通省が実施した現行の鉄道車両（新造）の全ての調査対象事業所、11事業所と数は少ないのですが、ヒアリングをした結果です。i)、ii)、iii)とありますが、i)事業所において仕掛品は受注単位、例えば編成であるとか、そういう形で把握されているのですが、これは、調査票に報告するときには、車種別にこれを組み替えるという作業をしているそうです。通常の実産の管理の仕方とかなり違った形で集計をしなければいけないということです。特に進捗状況を意識しながら現行の実産の管理が行われていないということなので、こちらの統計調査に合うような形で管理されていないということであり、金額ベースでそれを把握するのがそもそもかなり難しいということ。それから、ii)仕掛品等に関しては、コスト、原価に近い情報を出すことになるので、かなり忌避感が強いということ。iii)財務諸表等において記載されている仕掛品の金額は、事業所などによって概念がかなり違うということなので、統計調査でそれを統一的に捉えることが、今の段階では報告者の負担が大きく、かなり難しいというのが①に書いてあることです。

②は、仕掛品等の把握は、調査事項の「手持」の概念を、従来の対外的な取引に基づく

売上高からコストを原価に近い情報を出すことがかなり難しいということです。

③は、先ほどの①とかなり関連があることなのですが、忌避感が強いことから、概念整理が必要な上にそれが例えできたとしても、その数字をきちんと捉えることがかなり難しいのではないかとということで、先ほどのような結論に至りました。

2 ページ目に行っていただいて、もう一つの宿題についてです。現行の調査事項で「手持」という言葉が使われているのですが、これは、業界団体では、むしろ「受注残」という呼びの方がより一般的だということで、概念を変えずに文言だけ変えるのは少しおかしいという議論もあったのですが、調査をよりスムーズに進められるということから、「手持」よりも「受注残」という形で名称を変更するということが検討されて、これは、名称を変更すると結論いたしました。

(2) と (3) は、どちらも非常によく似ており、従来、国土交通省で自前の名簿を用意していたのですが、これが、経済センサスー活動調査が行われた結果、名簿を経済センサスー活動調査の情報も活用して整備する方に切り替えると。それによって、どれぐらい対象事業所数が増えて、それに対してどのような対応をとったのかというのが、(2) と (3) です。

まず、(2) は、この選定方法を従来の国土交通省の独自の名簿から経済センサスー活動調査も活用した母集団情報の名簿に切り替えることによって、母集団情報を整備すると。その結果、(注3) という形で書いてあるのですが、かなり対象事業所数が増える格好になります。

では、その増える事業所の中で、一体どれぐらいまでを調査しようかというのが(3) に書いてあるわけです。従来は、常時10人以上の従業員を使用する事業所をいわゆる裾切り基準としていたわけですが、結論としては、車両等を製造する各業態に即して、全ての事業所、それから常時従業員30人以上を使用する事業所、そして、常時従業員50人以上とする事業所と変更することに致しました。この裾切りの基準に関しては、金額等の捕捉率を経済センサスー活動調査で検討していただき、このような業態ごとに全て、全数調査、30人以上、50人以上とするのが適切である。大体95%ぐらいの捕捉率ということですので、これは適切であろうというのが部会での判断ということになりました。

ただし、表章に当たっては、今までと調査対象が、かなり数が変わるということもあるので、利用者にはそのことがうまく伝わるような情報提供をしてくださいということと、あとは、実査の段階で、無回答等の対応が今までとは大分、調査する側の負荷が変わることがありますので、それに対して十全の準備をしてくださいというような議論がありました。

3 ページ目に行っていただき、今度は(4) 調査事項の変更ですが、先ほど少しSNAでもありましたが、公的機関への提供が今度新たに把握されるということですので、3 ページの図1 と図2 に書いてありますが、申請案に書いてあるような「公的機関」というものが今度新たに加わることになりました。ただし、申請案ですと、この公的機関というところ

ろにチェックが付いていない場合に、公的機関ではないからチェックが付いていないのか無回答なのかが区別できないような格好になっていたのも、それに対する対応ということで部会の修正案が右側のような形で書いています。

最後のページの参考というところに、第1回、8月21日の部会でどこまで審議をしたのかということと、第2回、10月2日の部会でどこまで審議するのかということが書いています。1か月以上空いてしまうのは、委員・専門委員の都合がなかなか合わなかったため、なるべく次回の部会で答申が書けるような形にはしたいと思っております。

続きまして、8月25日に実地の視察に行ってきたわけですが、鉄道車両等の生産の現場というところでした。私自身は余り鉄道に特別の興味を持つ人間ではないので、そういう意味での報告は余り期待されても困るのですが、なかなかこういう生産の現場に伺う機会がないということと、特に、調査票に記入している方に直接お話を伺う機会がなかなかなかったので、私自身は、非常に行って良かったなと思えました。

それで、特に、先ほど出てきましたけれども、受注単位と調査票に書くものが大分違っているために、毎月毎月の調査ではあるけれども、大体半日仕事でやっていただいているということや、あるいは消費税の扱いに関して、事業所で管理している消費税の管理の仕方と調査票で求められているものの管理の仕方が違っているのも、それをチェックするのがなかなか大変であるというようなお話を聞いたのが、私にとっては非常に印象的なことでした。

今回、こういう企画を立てていただいたことは大変ありがたいと思っています。頻繁に行くというわけにはいきませんが、ぜひもう少しまた違った種類の事業所を見学できたらと思っています。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等ありますでしょうか。どうぞ。

○廣松委員 単純な質問で申し訳ないのですが、先ほどの説明の中にありました公的機関に関して、例えば「民鉄等（公的機関）」と書いてありますが、具体的にはどういう企業なのか、ちょっとイメージが湧かなかったものですから、御説明いただければと思います。

○西郷委員 これは私から答えた方が良いのか、それとも実施部局から答えた方が良いのか。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室室長 では、お答えいたします。

民鉄の公的機関というのは、要は、JRですと、完全民営化されているJR東日本、JR東海、JR西日本は民鉄の公的機関以外です。まだ政府のお金が入っているそのほかのところ、JR四国とかJR九州などは民鉄の公的機関、そういう仕分けです。

○西郷委員 部会でも同じ質問が出まして、統計的な、操作的な定義として、こういう場合にはこう、こういう場合にはこうというのがきちんと決まっているということでしたの

で、「公的機関」という表現で整理しているとのことでした。

○稲本国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室室長 失礼しました。民鉄の公的機関というのは、東京地下鉄株式会社です。

○廣松委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかの御質問ありますでしょうか。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は、10月20日月曜日、この会議室で開催することといたします。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第79回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございます。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 なお、この後、5分ほど空けて、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。引き続き御出席をお願いいたします。